

長崎県公立大学法人不動産等管理規程

〔平成17年4月1日〕
規程第20号

改正 平成19年11月1日規程第14号

改正 平成20年4月1日規程第36号

改正 平成22年1月20日規程第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人会計規則（平成17年規則第7号。以下「会計規則」という。）第35条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における不動産等の管理について、必要な事項を定め、不動産等の適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不動産等」とは、会計規則第34条第2項に規定する固定資産のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地、建物及び附属設備、構築物及び立木竹
- (2) 前号に掲げる不動産の従物
- (3) 借地権、地上権、漁業権その他これらに準ずる権利

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 購入、建設、交換受及び寄附等により不動産等を法人の所有とすることをいう。
- (2) 貸付 不動産等を法人以外の者に使用させることをいう。
- (3) 処分 不動産等を譲渡、交換渡、取りこわし及び消滅等により法人の支配から離すことをいう。
- (4) 一時使用 貸付期間が一年に満たない使用をいう。

(借用不動産等)

第3条 法人が借用する不動産等の管理については、この規程を準用する。

(規程の準用)

第4条 取得価額が10万円以上50万円未満の不動産等（土地を除く）については、この規程を準用する。

(管理事務)

第5条 不動産等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、法人事務局長とし、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 第8条に規定する資産分掌管理者が所掌する業務の総括に関すること。
- (2) 資産台帳の作成、登録及び整備に関すること。
- (3) 不動産の登記等に関すること。

一部改正 [平成19年規程第14号]

(管理事務の権限)

第6条 不動産等に係る事務処理の権限は、長崎県公立大学法人会計事務取扱規程（平成17年規程第17号）別表第1に規定する。

(資産分掌管理者)

第7条 管理責任者は、法人の不動産等の管理を適正に行わせるために、大学各校（会計規則第2条に規定する「大学各校」をいう。以下同じ。）に資産分掌管理者を置く。

2 資産分掌管理者は、大学事務局長及びシーボルト校事務局長を充てる。

一部改正〔平成20年規程第36号〕

（資産分掌管理者の業務）

第8条 資産分掌管理者は、不動産等に関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 不動産等の取得に関すること。
- (2) 地方独立行法律人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第44条に規定する重要な財産（以下「重要な財産」という。）以外の不動産等の処分に関すること。
- (3) 不動産等の使用状況の把握に関すること。
- (4) 不動産等の維持及び保全に関すること。
- (5) 不動産等の貸付けに係る許可に関すること。
- (6) 不動産等の取得及び処分に關わる契約書並びに土地及び建物登記済権利書等証憑書類の保管に関すること。
- (7) 不動産等の日常管理に関すること。

2 資産分掌管理者は、前項に規定する業務について責任を負う。

一部改正〔平成19年規程第14号〕

第2章 管理

（貸付）

第9条 不動産等は、その本来の用途及び目的を妨げない限度において、別に定めるところにより、法人以外の者に貸し付けることができる。

2 不動産等の貸付けについては不動産等貸付台帳を備えなければならない。

（処分等）

第10条 不動産等は、法人の管理運営上必要がなくなったとき、又はやむを得ない事情がある場合に、これを譲渡し、又は担保に供することができる。

（重要な財産の処分等）

第11条 理事長は、不動産等のうち法第44条に定める重要な財産に該当するものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、長崎県知事の認可を受けなければならない。

（登記）

第12条 法人の不動産等について登記原因が発生したときは、速やかに登記しなければならない。

（滅失き損の報告）

第13条 資産分掌管理者は、その所掌する不動産等を天災その他の事故により滅失又はき損したときは、直ちに当該滅失き損について、管理責任者に報告しなければならない。

第3章 固定資産会計

（取得原価）

第14条 不動産等の取得原価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入による場合は、購入代価とする。
- (2) 自家建設による場合は、適正な原価計算により算定した価額とする。
- (3) 寄附及び出資による場合は、時価等を基準とした公正な評価額とする。
- (4) 交換による場合は、交換に際して提供した資産の帳簿価額とする。

(5) その他の場合は、時価等を基準とした公正な価額とする。

2 前項の取得原価には、取得に付随する設計料、登記料等の費用を含める。

(減価償却の方法)

第15条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、業務の用に供した日の属する月をもって開始月とする。

2 減価償却の計算方法は、定額法による。

3 償却資産の残存価格は備忘価額とし、無形固定資産は0円とする。ただし、相当額の売却収入が見込まれる償却資産については、この限りでない。

4 減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法（昭和40年法律第34号）に定めるところによる。ただし、中古資産を寄附受等により取得した場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵令第15号）に定める簡便法により耐用年数とする。

5 その他特に定めのないものについては、法令等に従って減価償却を行うものとする。

(固定資産の減損処理)

第15条の2 不動産等のうち別に定めるものについては、過大な帳簿価格を適正な金額まで減額すること及び法人の業務運営状況を明らかにすることを目的として、減損に関する処理を行わなければならない。

2 前項の減損に関する処理については、別に定める。

追加 [平成22年規程第1号]

(評価減)

第16条 災害、事故等の偶発的要因によって償却資産が滅失した場合には、その滅失部分の金額につき、当該償却資産の帳簿価額を減額しなければならない。

第4章 雑則

(雑則)

第17条 この規程のほか、不動産等の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月1日規程第14号）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第36号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月20日規程第1号）

この規則は、平成22年1月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。